

① 46頁、1段目

- ・ 発がん性があると分類され、EUでは禁止されている DCPA という除草剤だった。

EUにおいてDCPA(プロパニル)に発がん性があると分類された事実はありません。登録削除となった理由は、現制度下での登録維持のために追加データの作成が必要となったところ、当該メーカーが登録を維持するためにさらなる投資をするメリットがないと判断したためです。

② 46頁、1段目

- ・ また、残留基準値を超過したかどうかのデータもあったが、もともと基準値が緩いので参考にはならない。

第2回3月26日号に関する当会見解の②に記載していますが、もう一度説明します。

農薬残留基準値が国によって異なるのは、各国の農業事情や食生活の違いなどによるものです。

残留農薬の基準の設定に当たっては、物質ごとに、毎日一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量（ADI：許容一日摂取量）と一時的（24時間以内）に大量に摂取した場合でも悪影響を示さないと推定される摂取量（ARfD：急性参照用量）を食品安全委員会が設定した上で、これを基に農薬等として使用される物質の推定される摂取量がこのADI及びARfDを超えないよう、食品ごとに基準が設定されています。

残留農薬の基準を個別に比較した場合、日本と諸外国との気候風土（高温多湿等）や害虫の種類が異なること、農薬の使用方法や検査する部位が異なる（玄米と粳米など）ことなどから、国や地域によって基準値が異なる場合があります。そのため、残留農薬の基準値だけをみると、日本の基準が大きい場合もあれば、諸外国または国際基準の方が大きい場合もあります。

重要なことは、総農薬摂取量等がADIやARfDを超えないことであり、個々の食品の残留農薬基準の大小でその国の安全政策に優劣が付くものではありません。

③ 46頁、2段目

- ・ 農水省は「定量限界を超えているからといって、『農薬が多い危険な野菜』と考えるのは間違いです」と言うが、それは急性毒性を中心とした考え方である。これまで述べたように、発達神経毒性などについては、安全とされている量でも影響が出ているのだから、そうは言えないはずだ。

残留農薬の基準の設定に当たっては、上記②でも説明していますように、急性毒性

だけでなく慢性毒性の両方の観点から検討されています。

また、発達神経毒性については、第3回 2020年4月2日号に関する当会見解の③にて説明しています。発達神経毒性試験は、農薬登録のためのデータ要求ガイドラインに明示されていませんでしたが、日本で使われている主要なネオニコチノイド系農薬については、既に任意で発達神経毒性試験成績が提出されており、食品安全委員会で評価されています。その試験結果も評価され、残留基準値が設定されています。

なお、2019年4月1日のガイドライン改定に際し、神経毒性や繁殖毒性等の他の毒性試験の結果から必要と判断される場合は発達神経毒性試験が必要と条件付き要求項目として明記されました。

④ 47頁、1段目

- ・ 「ネオニコは他の農薬と違い、血液中に分解する酵素がなく、しかもタンパク質とよく結合するので、少量でも徐々に体内に溜まっていきやすいのです。調理で何割か削減できても、残りの何割かは体にどンドン溜まり、いずれは大変なことになります。持続的に摂取して安心な農薬など一つもないということです」

この記事の根拠となる実験結果や論文は不明ですが、例えばクロチアニジンの場合 2.5 mg/kg の割合でラットに経口投与した動物代謝試験では、投与1日以内に90%以上が主に尿を経由して対外に排出されており、排出されたものの内の30~45%が代謝化合物でした。すなわち、代謝・排出も速やかである事が示されていて、動物の体内に蓄積されることはありません。

また、ネオニコチノイド系農薬全般についても生物濃縮性（体内蓄積性）の指標となるオクタノール-水分配係数は低く生物濃縮性は低いと考えられています。

以上